

令和 9 年度
奄美市地域経済循環創造事業
(ローカル 10,000 プロジェクト)
選定要領

令和 8 年 6 月

奄美市

1 目的

本要領は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業の創出を促進し、地域における経済循環の創造を図るため、総務省所管の地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）への申請を目指す事業（以下「申請事業」という。）を募集・選定するに当たり、必要な事項を定める。

2 奄美市地域経済循環創造事業補助金

(1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、奄美市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。ただし、補助金の交付にあたっては、国及び本市の予算の承認を前提とし、これらが得られない場合には補助金を交付しない。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業（以下「補助金事業」という。）を実施する場合に、補助金を交付する。

- ア 産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
 - イ 事業の実施により、本市の抱える公共的な地域課題への対応の代替となること。
 - ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
 - エ 補助金事業の実施場所が奄美市内であること。
 - オ 国、県又は本市が実施する他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと。
 - カ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関等から受ける融資額の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。
- なお、経営者が事業者等の連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

(3) 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知）による交付金の交付決定の日から同要綱第 12 条に規定する実績報告を行った日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内 容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。)
備 品 費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の額から、地域金融機関等（※1）の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を控除した額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

融資倍率（融資額／補助金）	補助金上限額
融資額が補助金額の1倍以上2倍未満	3,000万円（※2）
融資額が補助金額の2倍以上3倍未満（8,000万円以上）	4,000万円
融資額が補助金額の3倍以上4倍未満（1億5,000万円以上）	5,000万円
融資額が補助金額の4倍以上（2億2,000万円以上）	5,500万円

※1 地域金融機関等：日本政策金融公庫，沖縄振興開発金融公庫，奄美群島振興開発基金，第1地方銀行，第2地方銀行，信用金庫，信用組合，農業協同組合等，地域活性化ファンド，民間クラウドファンディング，ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

※2 融資額が3,000万円未満の場合，その額が補助金上限額となる。

3 事業実施期間

補助金事業を実施する期間は単年度を原則とし，補助金の交付決定日以降に着手し，令和10年2月末日までに完了すること。2年度にわたる事業実施を検討している場合は，事前に市へ相談すること。

4 参加要件

申請事業の選定を受けようとする事業者等は，次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 市内に事業所を有し，又は設置しようとする民間事業者等であること。
- (2) 本社（本店）所在地の市税，都道府県税，所得税（個人事業主の場合に限る。），法人税，消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (3) 奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 参加方法

(1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者等は，市長が定める日までに以下の書類を提出すること。

	提出書類	様式	備考
1	奄美市地域経済循環創造事業補助金交付申請書	第1号様式	
2	事業実施計画書	第2号様式	
3	補助対象経費の積算根拠がわかる資料	任意様式	見積書等
4	補助金事業の詳細内容がわかる資料	任意様式	
5	補助金事業の工程表その他事業完了までのスケジュールがわかる資料	任意様式	
6	補助金事業の実施に必要な許認可等確認書	任意様式	許認可名称・取得予定時期を記載すること
7	登記事項証明書及び定款（個人事業主の場合は住民票の写し及び開業届の写し）		
8	市税，都道府県税，所得税（個人事業主の場合），法人税，消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書等一式		直近2年分
9	奄美市地域経済循環創造事業審査会 事前確認用チェックシート	第3号様式	
10	その他市長が必要と認める書類		必要に応じて追加書類を求める場合あり

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部、及び提出書類の PDF データを提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 6 月 1 日(月)～7 月 3 1 日(金) ※必着

持参の場合における受付時間は、平日の 8 時 30 分～17 時 15 分とする。

(4) 提出先

住 所：〒894-8555 鹿児島県奄美市幸町 25 番 8 号

奄美市 商工観光情報部 商工政策課

E-mail：work@city.amami.lg.jp

(5) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類の PDF データは電子メールで送付すること。

6 提出書類の作成方法

(1) 様式の入手方法

様式は、本市のホームページよりダウンロードすること。

(2) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズは A 4 とし、文字は横書きとすること。

イ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

ウ 提出書類は、全て順に並べてファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は白黒、カラーを問わない。

(3) 提出書類作成上の注意

ア 奄美市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(別記第 1 号様式)の担当者については、窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 事業実施計画書(様式第 2 号)

以下のことをわかりやすく記載すること。

① 産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

② 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応の代替となること。

③ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

④ 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。

(4) 留意事項

ア 提出書類は、申請事業の選定その他本事業に関する事務以外の目的には使用しないものとする。

イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類提出後は、提出書類の修正又は変更は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。

カ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、奄美市情報公開条例(平成 18 年奄美市条例第 19 号)に基づき、提出書類を公開することがある。

7 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

申請のあった事業については、本市において一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション審査）により総務省の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定する。

ア 一次審査（書類審査）について

申請期間内に応募のあった案件について、提出書類によって審査する。なお、一次審査を通過した者は、二次審査に参加することができる。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）について

- ① 二次審査は奄美市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーション審査を行う。なお、審査会は非公開とする。
- ② 出席者は3名以内とし、本補助金事業の責任者1名は必ず出席すること。
- ③ 実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内）とする。
- ④ プレゼンテーションにおいて追加資料を用いる場合は、審査会実施の1週間前までに、第5(2)及び(5)に定める提出部数及び提出方法により提出すること。なお、提出期限後の追加資料の提出は認めない。

ウ 審査基準

審査会の構成委員は、本市が抱える地域課題、事業効果、実現可能性等を総合的に勘案し、以下の審査項目に基づき採点を行う。

総評価点数が満点（構成委員数×100点）の7割を満たした事業のうちから、審査会における合議により申請事業を選定する。

なお、総評価点数が満点の7割に満たない事業については、原則として選定しない。また、審査の結果、適当と認められる事業がない場合は、選定を行わないことがある。

	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	地域の資源を活用する事業である	・名産品、特産品、または原材料などの地域資源を活用しているか ・原材料を地域外から仕入れて製造した加工品でないか	20
2	地域金融機関による融資計画の妥当性	・地元金融機関との協議が進められており、融資の見込みがあるか ・収支計画に妥当性があるか	10
3	新規事業の立ち上げである	・単に生産性を増加させるものや工場を増設する等、既存事業の拡大等ではないか	10
4	地域の雇用の創出に期待できる事業である	・地域人材の雇用・育成等について具体的に検討されているか	10
5	地域課題の解決につながる事業である	・地域経済の活性化、関係交流人口の増加、市有財産の有効活用など、本市の抱える地域課題の解決につながる事業であるか	20
6	新規性・モデル性が感じられる事業である	・地域特性を生かした先進性や、同様の地域課題解決に資するモデル性があるか	15
7	事業の実現性	・事業の内容及び戦略は具体的に計画されているか	5
8	リスクの認識と回避	・事業に内在するリスクの認識及び回避策は検討されているか	5
9	事業の自立性	・補助事業の完了後、自立した事業実施について検討されているか	5
合 計			100

エ 選定結果の通知

一次審査及び二次審査の結果については、参加した全ての事業者に対し文書により通知する。

なお、審査結果及び選定経緯に関する問合せ並びに異議申立てには応じない。

8 スケジュール

期 間	内 容
令和 8 年 6 月 1 日(月)	本要領の公表
令和 8 年 6 月 1 日(月)～7 月 3 1 日(金)	提出書類の受付期間 ※必着
令和 8 年 8 月下旬(予定)	一時審査(書類審査)実施
令和 8 年 9 月上旬(予定)	一次審査結果通知
令和 8 年 10 月中旬(予定)	二次審査(プレゼンテーション審査)実施
令和 8 年 11 月中旬(予定)	二次審査結果通知
令和 8 年 11 月中旬(予定)～令和 9 年 3 月下旬	本市及び総務省との協議・調整期間
令和 9 年 4 月中旬(予定)	本市から総務省へ交付申請
令和 9 年 6 月下旬(予定)	交付決定通知 ※事業は交付決定日以降に着手すること。交付決定日前に実施された事業は補助対象外となるため注意。
令和 10 年 3 月上旬(予定)	本市へ補助金事業に係る実績報告 ※2年度にまたがる事業実施を検討の場合は、申請前に市へ相談すること。

9 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員又は審査会委員等と接触をもった場合
- (4) 提出書類に不足があった場合

10 留意事項

- (1) 計画内容は、原則として変更できないものとする。ただし、総務省及び本市との調整において、補助金の目的を達成する上で必要があると認められる場合は、本市の承認を受けた上で変更できるものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を確認すること。
- (4) 選定後においても、提出書類に虚偽の記載があった場合、参加要件を満たさないことが判明した場合その他本事業の実施が適当でないと認められる場合は、選定を取り消すことがある。

11 問合せ先

〒894-8555 鹿児島県奄美市幸町 25 番 8 号
 奄美市 商工観光情報部 商工政策課
 電話：0997-52-1111（内線：5306）
 E-mail：work@city.amami.lg.jp